野洲市消費者行政推進事業シンポジウム
地域で広げる見守りのわ ～ 詐欺・悪質商法の被害から身を守るために ～

近年、見守り活動の強化が注目されています。特に高齢者については、「お金」、「健康」、「孤独」という高齢者が抱えやすい不安をきっかけに詐欺被害を含む消費者被害に遭う傾向にあります。

これらの被害を防止するため、市では、平成29年度より野洲市消費者安全確保地域協議会を組織し、事業者や地域の団体と見守りネットワークを締結することにより地域の見守り活動を推進しています。

これらの取り組みについて、理解を得るとともに、地域での見守り活動をどのように行っていけばよいのかを皆さんと一緒に考えます。

日　時…10月19日㈮　午後１時30分～４時（受付／午後１時～）
場　所…野洲文化小劇場
対　象…どなたでも、先着100人　※申し込み不要
内　容…▽寸劇「あなたを狙う架空請求はがき」／野洲市老人クラブ連合会
▽基調講演「見守り活動ってなんだろう？」／
薬袋真司さん（弁護士、日弁連消費者問題対策委員会委員ほか）
▽パネルディスカッション「地域の見守り活動を考える」
- パネラー／辻本哲士さん（滋賀県精神保健福祉センター所長）、高木啓行さん（民生委員児童委員）、守山警察署生活安全課、地域包括支援センター
- コメンテーター／薬袋真司さん
- コーディネーター／市民生活相談課

参加費…無料
※手話通訳、要約筆記が必要な人は、事前にご連絡ください。

無料法律相談のご案内

市では、「地域に法律を届ける仕組みづくり事業」として、市民サービスセンターとコミュニティセンターを活用して、弁護士、司法書士による法律相談を開催しています。法律等の専門相談が身近な場所でできる機会ですので、ぜひご利用ください。

日程等…≪市民サービスセンター開催≫

	開催日	開催時間
司法書士相談	９月26日㈬	①午後１時30分～２時15分 ②午後２時20分～３時５分 ③午後３時10分～３時55分
弁護士相談	10月25日㈭	
司法書士相談	11月28日㈬	
弁護士相談	12月25日㈫	
司法書士相談	平成31年１月23日㈬	
弁護士相談	２月25日㈪	
司法書士相談	３月27日㈬	

≪コミュニティセンター開催≫

場　所	開催日	開催時間
コミセンしのはら	10月31日㈬	①午後１時30分～２時15分 ②午後２時20分～３時５分 ③午後３時10分～３時55分 ※弁護士相談３枠、司法書士相談３枠
コミセンみかみ	12月18日㈫	
コミセンきたの	平成31年１月15日㈫	
コミセンひょうず	２月27日㈬	

相談内容…相続、登記、不動産、借金、家庭問題、契約トラブルなど
申し込み…先着順で順次受け付けしています。（事前予約制）

問い合わせ…市民生活相談課（消費生活センター）☎587－6063、FAX586－3677

第15回 野洲市美術展覧会を開催します

（第48回滋賀県芸術文化祭参加）

市民の皆さんに日ごろの創作活動の発表、芸術鑑賞の機会を持っていただき、芸術への関心を高めていただけるよう、美術展覧会を開催します。

日　時…９月９日㈰　午後１時～５時
　　11日㈫～15日㈯　午前10時～午後４時
場　所…野洲文化小劇場
部　門…絵画、彫刻、工芸、書、写真
入場料…無料
問い合わせ…生涯学習スポーツ課☎587－6053、FAX587－3835

平成30年 住宅・土地統計調査を実施します！

10月１日を調査基準日として、国の基幹統計調査である「平成30年住宅・土地統計調査」が実施されます。

この調査は、５年ごとに実施する大規模な調査で、調査結果は、国や地方公共団体における「住生活基本計画」の成果指標の設定、耐震や防災を中心とした都市計画の策定、空き家対策などに幅広く利用されます。

調査に先立ち、８月下旬から、滋賀県知事に任命された統計調査員が調査対象となる地域の約10,000世帯に「調査のお知らせ」を配布しています。今後、その対象地域から抽出された約3,000世帯にインターネット回答の利用案内を配布しますので、9月15日㈯～10月８日㈷までに回答をお願いします。「調査のお知らせ」が届いても調査対象とならなかった世帯には、調査書類は配布されません。

なお、９月下旬の時点でインターネット回答をされていない世帯には、調査員が戸別訪問させていただき、紙の調査票を配布しますので、回答へのご協力をお願いします。

問い合わせ…企画調整課☎587－6039、FAX586－2200

2019年版　県民手帳　予約受付中 !!

60年以上続く隠れたベストセラー！滋賀県民必須アイテムです
県内４施設の利用料割引パスポート付！予定表は2020年３月まで使えて便利！

内　容…１．日記帳／月間・週間予定表
　　２．各種最新統計資料／滋賀県や県内市町の主な統計データを掲載
　　３．便利な生活情報／19市町別紹介／県内官公庁や各種施設の一覧など
装　丁…サイズ139mm×82mm
料　金…600円／冊
申し込み・問い合わせ…９月28日㈮までに企画調整課
　　☎587－6039、FAX586－2200
※引渡しは、11月上旬（予定）となります。

県民手帳は、市内の書店（ふたば書房、未来屋書店、本のがんこ堂）や一部セブンイレブンでも販売される予定です。

滋賀県イメージキャラクター「うぉーたん」

（一財）自治総合センター助成を受け備品を整備されました

同センターの宝くじ助成を受け、さらなるコミュニティ活動の活性化が期待されます。

【四ツ家自治会】
会議用椅子・テーブル、椅子用台車、掲示板、コピー機を整備されました。

【近江富士第一区自主防災隊】
テント、移動かまど、物置、デジタル簡易無線機、防炎消防服、簡易仮設トイレなどを整備されました。

問い合わせ…協働推進課☎587－6043、FAX587－4033

“県内一斉”屋外広告物クリーンキャンペーンを実施します！

９月１日～10日は屋外広告物適正化旬間です。この期間に合わせ、「屋外広告物クリーンキャンペーン」を実施し、屋外広告物の適切な維持管理や日常の安全点検の普及啓発、違反広告物の是正指導、パトロール等を行います。ルールを守り、安全で美しいまちづくりにご協力ください。

◆安全管理に努めましょう

平成27年２月、北海道札幌市内で屋外広告物の一部が強風により落下し、通行人が意識不明の重体となる事故が発生しました。屋外広告物は、風雨や強い日差しなどの厳しい自然環境にさらされており、表面はきれいな看板に見えても、内部では知らないうちに腐食が進み、落下や倒壊等の事故が発生する恐れがあります。定期的に汚れ、サビ、破損、部品の欠落等の危険サインをチェックしましょう。

◆指導の適正化を図ります

市では良好な景観の形成または公衆に対する危害を防止するため、平成26年８月より屋外広告物法の規定に基づいた、「野洲市屋外広告物条例」を施行しています。一定規模以上の屋外広告物を掲出する場合には同条例に基づく許可申請が必要となりますが、一部未申請物件を確認しておりますので、規制に係る指導の適正化を図ります。

屋外広告物の設置基準や許可申請手続きなどの詳細はお問い合わせください。

～ 景観行政の取り組み ～

市がめざすべき景観の将来像『 **おおぞらのまち野洲　つながるふるさとの景観** 』を実現するため、平成24年10月に景観法に基づく「野洲市景観計画」を策定しており市民・事業者・公共の協働により、本計画に沿った総合的・一体的な景観まちづくりを進めています。

問い合わせ…都市計画課☎587－6324、FAX586－2176

9月は“同和問題啓発強調月間”です

県内では、一人ひとりが同和問題についての正しい理解と認識を深め、部落差別をはじめとするあらゆる差別の解消に向けて主体的に行動していただけるよう、毎年９月にさまざまな啓発事業を集中的に実施しています。市では、地域から人権尊重の輪を広げるため、街頭啓発や同和問題講演会などの取り組みを行います。

◇◆◇ 同和問題講演会 ◇◆◇

日　時…９月１日㈯　午前10時30分～正午（受付／午前10時～）
場　所…さざなみホール
内　容…講演「人権ライブ ～部落差別問題について～」／
　　立岡勇一さん（NPO法人かがやき所長）
参加費…無料　※申し込み不要
問い合わせ…人権施策推進課☎587－6041、FAX518－1860

9月10日(月)～16日(日)は【自殺予防週間】

日本では自殺者数が毎年２万人を超える状況が続いていることから、全ての人がかけがえのない個人として尊重される社会「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現をめざし、全国的な取り組みが続けられています。

自殺の背景には、精神面の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などのさまざまな社会的要因があり、「誰にでも起こり得る危機」だと言われます。

もし、あなたが悩みを抱えていたら、ぜひ、相談してください。大切な人が悩みを抱えていることに気づいたら、声をかけてみてください。

市では、電話相談、ゲートキーパー人材養成、広報啓発、自殺未遂者支援等により自殺予防の取り組みを進めていますが、今年度末には「野洲市自殺対策計画」を策定し、自殺対策をさらに推進していく予定です。

相談窓口…◆よりそいホットライン☎0120－279（つなぐ）－338（ささえる）（24時間365日無料）
◆こころの健康相談統一ダイヤル☎0570－064－556
◆野洲市健康福祉センター「心といのちの相談専用電話」
☎588－1866　午前９時～午後５時（土曜・日曜日、祝日、年末年始は除く）
◆滋賀県自殺対策推進センター「こころの悩みの相談」
☎566－4326　午前９時～午後９時（年末年始は除く）

※上記以外にもさまざまな悩みの相談先があります。詳細はお問い合わせください。

9月24日(振休)～30日(日)は【結核予防週間】

結核は昔の病気ではありません。今も１日に50人の新しい患者が発生し、５人が命を落としている日本の重大な感染症です。定期的に検診を受け、かぜかなと思う次のような症状が長く続くようであれば、必ず診療を受けてください。

■咳（せき）が２週間以上続く　■体がだるい　■痰（たん）がでる(痰に血が混ざる)
■微熱が続く

★満65歳以上の人（昭和29年４月１日以前に生まれた人）は、結核検診を実施医療機関（野洲・守山市内）で受けることができます。（無料）
※詳細はお問い合わせください。
（40～64歳の人は平成28年５月より新たにスタートした「肺がん検診」をお勧めします。）

問い合わせ…健康推進課☎588－1788、FAX586－3668

防ごう！高齢者虐待！ 9月15日(土)～21日(金)は「老人週間」です

高齢者虐待は、誰にでも起こりえる身近な問題です。市では高齢者虐待に関する相談の対応を行っています。

●高齢者虐待とは？

◇身体的虐待…叩く、つねる、蹴る、縛る など
◇経済的虐待…日常的に必要なお金を渡さない、使わせない など
◇心理的虐待…怒鳴る、無視する、ののしる、子ども扱いする など
◇介護・世話の放棄・放任…必要な介護や食事等を与えず放置する、不衛生な状態や劣悪な住環境の中に放置する など
◇性的虐待…性的行為を強要する、裸のまま放置する など

●虐待の要因は身近なもの！

- 介護の仕方や認知症の人への対応がわからない
- 経済的に苦しく、介護費用が支払えない
- 仕事と介護の両立で疲れてイライラする

他にも、高齢者虐待が起こる背景にはさまざまな要因があります。日頃の介護による疲れやストレスで、つい怒鳴ってしまった、手を挙げてしまったという相談は少なくありません。心身ともに追い詰められた結果として高齢者虐待が起こってしまうことがほとんどです。

●早期発見・早期相談で虐待を防ぎましょう！

介護に関する悩みなどを一人で抱え込まずに、気軽に相談をして下さい。

「虐待かも？」と気付いた人は、市に相談してください。相談することにより悩みやしんどさを抱えているご家庭への支援のきっかけとなります。

※秘密厳守です。安心してご相談ください。

相談・問い合わせ…

▽平日／午前８時30分～午後５時15分
地域包括支援センター☎588－2337、FAX586－3668
高齢福祉課☎587－6074、FAX586－2176
▽その他の時間
市役所代表☎587－1121、FAX587－4033

マイナンバーによる国民年金の手続きが可能です

平成30年３月５日から、市および年金事務所の窓口では、国民年金の加入手続きや国民年金保険料の免除の申請、老齢基礎年金の請求の手続きがマイナンバーを使用して行えるようになりました。

マイナンバーで手続きを行う時は、マイナンバーが確認できる書類、本人が確認できる書類を提示する必要がありますので、窓口に持参してください。

※マイナンバーの記載が困難な場合は、引き続き基礎年金番号を使用して各種手続きを行うこともできます。
※国民年金保険料口座振替納付（変更）申出書等、一部マイナンバーを使用できない手続きもあります。

問い合わせ…市保険年金課　☎587－6081、FAX586－2177
草津年金事務所☎567－2220

安全なまちづくりをめざして　守山警察署

秋の全国交通安全運動の実施 9月21日(金)～30日(日)

皆さんに交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付け、交通事故防止の徹底を図ることを目的に実施します。

期間中、警察では、各種啓発活動や指導取締りを行いますので、ご協力をお願いします。

【運動の重点】

①子どもと高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止
②夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止
③全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
④飲酒運転の根絶

問い合わせ…守山警察署☎583－0110